

奈良社会保険病院の公的機関としての存続のため、公的存続法の早期成立を求める意見書(案)

生駒市議会は、平成21年3月25日に「奈良社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書」を国に提出した。

同病院の公的機関としての存続については、平成21年秋の第173回国会において、公的医療機関としての存続に道を開く「独立行政法人地域医療機能推進機構法案」が提出されたが、継続審議となり、第174回国会の衆議院において可決されたが、参議院では審議未了により廃案となった。

当時、同病院は独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（整理機構）が保有していたが、整理機構は平成22年9月末に解散となることから、平成22年8月開催の第175回国会において整理機構の存続期限を2年間延長することになった。

しかし、整理機構は施設を売却・譲渡し、年金、健康保険財政に資することを目的とした独立行政法人であり、その延長が将来にわたる安定的な施設の存続や、継続性のある地域医療の提供を担保するものではない。病院の売却や譲渡への不安は、医師及び看護師などの離職を招き、地域に必要な診療科の縮小や閉鎖などにより医療サービスの低下をもたらすのみならず、地域住民の生命を脅かすことにも繋がる。奈良社会保険病院がこのような状況に追い込まれることは西和医療圏だけにとどまらず、奈良県の医療体制にも重大な影響を及ぼすことが危惧される。

救急医療、小児科医療、産科医療、看護師の養成など、様々な医療の需要に応える地域に密着した中核的な病院として貢献してきた同病院の機能を引き続き確保するためには、奈良社会保険病院が公的病院として存続することが必要である。そのためには社会保険病院・厚生年金病院等が公的医療機関として存続できるた

めの法律の早期成立が必要である。

さらに、すべての国民が等しく良質な医療サービスが受けられるためにも、国の責任において、社会保険病院・厚生年金病院等が公的医療機関として存続できるための法律（公的存続法）を速やかに成立されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月9日

生 駒 市 議 会